改正項目	現行の基準	変更内容	変更の理由
て1000万円以上の金銭 を入手した場合の報酬 金	分につき10%、1000万円を超え3000 万円までは超える部分の6%、3000万 を超え5000万円までは超える部分の 5%、5000万円を超える部分は4%とされている。		不法行為による損害賠償請求事件の判決では、当該不法行為と相当 因果関係ある弁護士費用として、 損害額の10%以上の金額が認定 されることが多く、立替基準におけ る報酬金がこれをあまり下回るの は相当でない。
(い) 家事事件の報酬 金の規定の整理	家事事件の報酬金については、①金銭給付のない場合と、②金銭給付のある場合に区分して規定されており、③金銭給付があるが当面取り立てのできない場合は①に準じ、④金銭以外の財産的給付のある場合は②に準ずるとしている。	家事事件においても金銭給付のある場合には金銭事件に準ずべきこと、金銭以外の財産的給付のある場合は不動産・動産事件に準ずべきこととする。	(あ)の改正により、金銭事件と不動産・動産事件とで報酬金の基準が異なってくることとなるため。
(う) 行政事件についての規定	行政事件に関する立替基準が明文化されていないので、他の事件類型の 基準を準用している。	実費35,000円、着手金157,500円~231,000円とし、報酬金については、 後述する相手方の財産的請求を排除した場合に倣って規定	立替支出額は、行政事件の処理に 要する労力等を金銭事件と比較し た場合、一般に中程度以上と考え られるため。
(え) 民事調停事件を 経て本訴を提起する場 合の着手金額	〇調停不調の本訴 訴訟事件の2分の1	〇調停不調の本訴 調停事件の着手金の2分の1相 当額を減じる。	現行規定では、民事調停事件を経て本訴を提起する場合の着手金額合計が、いきなり本訴のみを提起する場合の着手金額よりも低くなる場合があるため。
(お) 家事調停事件で 特に処理が困難な場合 の着手金額	着手金 84,000円~126,000円	保護命令事件の規定に倣い、家 事調停事件についても、事件の性質 上特に処理が困難なものについて は189,000円まで着手金を増額でき る旨の規定を設ける。	家事調停事件でも、DV案件のよう に特に処理が困難な場合がある が、現行規定ではこのような場合で あっても特に着手金を増額できる 旨の規定がないため。
(か) 労働審判事件の 印紙代支出	実費 20,000円	労働審判事件の印紙代につき、これを追加支出する旨の規定を設ける。	労働審判事件の印紙代は、民事調 停事件と同額であるにも拘わらず、 これを追加支出する旨の規定がな いため。
(き) 債務整理事件の 表記変更	「債務整理事件」	「債務整理事件」を「任意整理事件」 に変更する。	債務整理事件とは、任意整理事件、自己破産事件、民事再生手続などを総称する概念であるため。
(く) 金銭事件で相手 方の財産的請求を排除 した場合の報酬金	を基準として1000万円以下の部分はその10%、1000万円を超え3000万円以下の部分はその6%などとして算定する運用がなされており、100万円を上回る報酬金が立て替えられるケースも散見された。		被援助者は、そもそも資力に乏しい方であり、仮に勝訴したとしても100万円を上回る債務を支払うことは非現実的であるから、請求排除額をもって被援助者が得た利益と見ることは相当ではないため。
	債権者数により着手金の額が異なるが、債権者数が21社以上の場合が上限である。	通常の着手金を約1.5倍まで増額できる金銭事件の規定に倣い、多重債務事件(任意整理事件、自己破産事件、及び個人再生手続)についても同様の規定を置く。	者数91社の例)、裁判所から特段
(こ) 関連事件間で、 弁護活動の共通性が高 い等の場合	関連事件間で、争点、資料、弁護活動 の共通性が高く、受任者の負担が特 に軽いと認められる場合でも着手金 の下限を超えた決定ができる旨の規 定がない。	着手金を立替支出額欄記載の金額 の50%程度まで減額して決定することができる規定を欄外に備考として 明記する。	このような場合には、立替基準の 下限を下回って着手金等を決定す る必要が存するため。
ついての、立替基準に	書類作成援助につき、立替基準にない類型の事件について、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する旨の規定がない。	立替基準にない類型の事件について、手続態様等が最も近い事件の 立替基準を準用する旨の規定を欄外に備考として明記する。	代理援助につき同様の規定が既に 置かれているのでこれに倣うもの。
(し) 書類作成援助についての、後見開始の審判申立の際に鑑定費用を立替支出できる旨の規定	鑑定費用は被援助者直接負担とす	実費 15,000円 家事審判規則第24条による鑑定費 用は別途被援助者のため支出とす る。	書類作成援助の附帯援助(業務方法書第5条4号)として、後見開始の審判申立書作成の際に、鑑定費用を立替支出できる旨の規定を設ける。